

[三重県 四日市市]

○議会基本条例と議会改革について

四日市市議会基本条例においては①市民との情報共有②市民参加の推進③議員間討議の活性化の基本方針の三本柱を定めている。

また平成 23 年 5 月より施行の議会基本条例による新たな取組では①通年議会（定例会を年 1 回とし、会期を通年とする）②反問権（本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議委への反問を可能とする）③文書質問（文書により執行部に対して質問を行うことを可能とする）などが先進的な取組としてあげられる。

○議会改革について

【タブレット端末、会議用システムの導入について】

四日市市議会におけるこれまでの電子化の経緯と導入端末とそのメリット・デメリット、議員からの評価、導入経費を伺い、さらにその後の端末更新についても伺うことができた。

また会議運営システムについても当初及びその後の更新に当たっての各システムの活用方法及び評価なども研修できた。

○視察をして感じたこと

四日市市議会における通年議会、反問権、文書質問などの新たな取組は大和市議会において現在検討されている議会改革のなかでも十分参考となるものであり、それぞれの運

用にあたって実績のある四日市市議会の取組を資料と議会運営を担う議員からじかに話を聞く事をもって学ぶことができたことは、大和市議会としても大変価値のある視察となった。

また先進的に導入している四日市市議会におけるタブレット端末の現状の使用基準を確認させていただき、それを長きにわたり運用している四日市市議会議員からじかに話を伺うことで本市議会のタブレット端末の導入にあたっての細かな指針作成の参考とすることができた。